

吹田市商工業振興対策協議会 議事録

- 1) 開催日 平成25年10月30日(水)
- 2) 開催場所 メイシアター3階 第1会議室
- 3) 開催時間 14:00～16:00
- 4) 出席委員 佐々木委員 小畑委員 好見委員 阪田委員 西尾委員
高木委員 森田委員 井上委員 金村委員 後藤委員
- 5) 欠席委員 石川委員 井川委員 田中委員 市川委員
- 6) 出席職員 平野部長 中江次長 中野次長 西田参事 光岡参事 大音主幹
達脇主査 船越係員
- 7) 傍聴者 0名

事務局：お待たせしました。定刻になりましたので、只今より、吹田市商工業振興対策協議会を開催させていただきます。まず、開催に先立ちまして、まち産業活性部長の平野より御挨拶申し上げます。

— 平野部長 あいさつ —

それでは、佐々木会長から御挨拶をお願いいたします。

— 佐々木会長 あいさつ —

ありがとうございました。

次に、事前に送付させていただいております資料の確認をさせていただきます。

「本日の次第」、「資料集」、「別冊資料」として「吹田市新商工振興ビジョン」、「墨田区産業振興マスタープラン」

以上でございます。不足はございませんでしょうか。

それでは、これ以後の進行は佐々木会長よりお願いいたします。なお、本日の傍聴希望者はおられませんでした。

会 長：それでは、案件に入る前に本日の議事録署名人を指名させていただきます。金村委員、後藤委員、よろしくお願いいたします。

それでは、次第2「案件」に入ります。

まず、「(1) 平成28年度(2016年度)以降の商工振興施策の推進に係る新たなビジョンの策定について」ですが、事務局より説明をお願いします。

事務局：それでは「資料番号1」を御覧ください。

現行の新商工振興ビジョンについては、平成18年度に策定されており、計画期間が平成27年度末までとなっております。従って、今後、平成28年度以降の新たなビジョンの策定に向けた検討を進めていくことが必要であると考えておりますので、本日はその策定に向けた方針について、現状の市の考え方を御説明させていただきたいと思っております。

— 資料番号1に基づき説明 —

会 長：ありがとうございました。

今の御説明について、御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

委 員：二点質問させていただきます。

まず、現在第3次総合計画の見直し作業を進められているかと思いますが、これはいつ完了するのでしょうか。

次に、資料集2ページの現行のビジョンの課題の中で、「重点分野を一定絞り込んでいくべき」ということが触れられていますが、現状では既にそういった方向性になっているのではないかと思うのですが、この問題意識はどういったところから出てきているのでしょうか。

事務局：まず、第3次総合計画についてですが、見直し案が12月議会に上程された後、市民意見の内容も踏まえた上で、来年4月から新たに「吹田ロードマップ2020」という表題で始まる予定です。

事務局：重点分野の絞り込みについてですが、現行の新商工振興ビジョンは吹田の産業全般を対象とした内容になっており、私たちとしては今後、中でも特に成長させていくべき分野を絞込んだ上で、新たなビジョンの検討を進めていきたいと考えております。

具体的に特化する分野については、今後の検討になるかとは思いますが、例えば吹田市においては、卸売業の販売額や開業率が高いというような部分を伸ばしていくという考え方もあるかと思っております。

委 員：吹田市はこれまでに、国に対して吹田市の産業の状況を文書化して提出されているかと思いますが、その中にも今言われたようなことが書かれてあるので、そういったことがベースになるのかとは思っています。

私は今回の資料を見て、従来の行政が作るビジョンのイメージからは相当踏み出しているという評価をしています。どういった部分が踏み出しているかということ、普通ビジョンというものは、目標と

なる到達点を明確にしておくべきものですが、これまでの他のビジョンを見ていると数値的なものも含めてほとんど到達点がなく、方向性だけになっている気がしています。それに対して今回は、きちんと到達点を明確にするということを書かれているので、それはすごいことだと思います。また、ビジョンという言葉だけでは分かりにくい部分もありますので、ここに書かれているように、到達点であるということ、方向性であるということ、計画を作るということまで踏み込まれているということで、今後非常に良いものができるのではないかと思います。

委員：先ほど話のあった総合計画の見直し案の中で、既に3つの数値目標が設定されていますが、その上位計画の方向性が新たなビジョンにおいても重点分野になるという理解でよろしいでしょうか。

事務局：現在見直しを進めている総合計画の案の中では、取組の目標という部分で3つの指標を設定しておりますが、新たなビジョンにおいては、当然これらも進捗管理に必要な指標になってくると考えています。また、新たなビジョンについては商工業振興に特化した計画ですので、これら以外にも施策の達成度合いを測ることができる様々な指標を検討していきながら、それに沿ってきちんと進捗管理ができるビジョンにしていきたいと思っています。

いずれにしても、私たちが考える一番の課題は、現在の新商工振興ビジョンが、これまで私たちが施策を進めてきた中で十分に活用されてこなかったのではないかとということです。今後新たに策定するビジョンについては、せっかく作った以上は、私たちが施策を推進していく上できちんと活用できるものにしていきたいと考えています。

委員：数年前に事業所の実態調査を行っていると思いますが、今後の方向性や重点分野を決めていくにあたって、新たな実態調査を行う必要があるのか、またこういった策定作業を行うにあたってどれくらいの人的資源を投入しようと考えているのか、また、予算はどのように考えているのかということについてお伺いします。

事務局：事業所の実態調査については、前回は平成21年に全事業所実態調査を行っておりますが、新たなビジョンに活用するデータとして考えると、やはり少し古くなってしまっていると思います。従って、前回のよう全事業所を対象とした調査と同様の規模での実態調査は難しいとは思いますが、重点分野の絞込みという説明をさせていただいたように、一定対象を絞り込んだ実態調査というものについては必要になってくるのではないかと思います。

予算的な部分については、現状では来年度予算には専門部会委員の報償費のみの計上になっており、それ以外の活動費については、具体的な予算計上は行っておりません。その部分については、平成26年度に始まる専門部会の議論の中で予算として必要となるものが出てくるのであれば、早急に御検討いただいた上で、平成27年度の事業計画及び予算要求に反映させていただきたいと考えています。

委員：只今話が出た実態調査についてですが、前回の全事業所実態調査について作業部会で議論した時に出された課題として、職員の担当者数が少ないという話が出ていましたので、今回また実態調査を行うのであれば、そういった前回の課題も踏まえて担当人員を増やすということも考えてもらいたいと思います。

事務局：前回と同様の規模での実態調査を行うことは難しいと考えているところではありますが、このビジョンの策定については来年4月以降、地域経済振興室における重点課題になると考えられますので、その時の室内の職員体制を踏まえ、必要な人員体制で策定作業を進めていきたいと考えています。

委員：二点、意見を申し上げます。

一点目についてですが、この新商工振興ビジョンの前に策定された商工振興ビジョンは作っただけで終わってしまったと思っています。現行のビジョンの策定時には、平成17年7月15日にシンポジウムが開催されていますが、そのシンポジウムの中で、委員の方からビジョンを作った以上はそれをきちんと実行していかなければならないという発言がありました。それは当然のことなのですが、その後の商工業振興対策協議会の中でも同様の議論があったと思います。ところが、ビジョン実施年度の平成18年度の1年度間は、このビジョンはほとんど活用されていなかったと思います。

その後、平成19年8月から、当時の課題であった産業振興条例についての議論が始まったのですが、平成19年11月12日に産業労働にぎわい部が誕生してから方針が明確化され、条例制定に向けた議論も進みだしました。その時の議論が、このビジョンの方向性に合っていたのかどうかという問題はありますが、それ以降、外部から見ても、行政の進めようとしていることが非常に分かりやすくなってきていると思います。そのときに掲げられていた3つの方針である、条例制定、労働政策、JR周辺のまちづくり協議会においても具体的な成果を挙げられています。

ですから、最初のビジョンは作っただけで終わってしまいましたが、現行のビジョンについてはある程度成果を出せているのではないかと思います。従って、その検証作業をどこでやるのかということが重要です。来年の4月以降、新たなビジョンの策定作業を進めていくということになっていますが、この新商工振興ビジョンに対する評価をどこでやるのかということには触れられていないので、それはどこかでやるべきであると思います。

それから二点目についてですが、資料集2ページに書かれてある課題については非常によくまとめられていると思いますが、産業振興条例の制定時の議論や、制定後の具体化に向けた議論の際にも同じような意見が実際に出ていました。

この新商工振興ビジョンの中で全く触れられていなくて、現在の重点施策になっているものが2つあります。それは、企業誘致施策と観光施策ですが、今後はそういったことがないようにする必要がありますし、重点を絞り込むということについては、外部から見れば非常に分かりやすいことであるとは思いますが、本当にそれでいいのかどうか、個人的な意見は保留させていただきたいと思います。参考資料の墨田区のマスタープランの中でも同じような表現がありますし、全国的にそういった流れになっているのかもしれないのですが、それ以外の部分は、非常に現状を踏まえた課題が整理されていると思います。

会長：一点目に関しては私も聞こうと思っていた点ですが、新たなビジョンの策定専門部会が動き出す時に、最初にすべきことは現行のビジョンの総括、評価だと思いますので、これについても今後のスケジュールを見据えながら御検討していただきたいと思います。やはり、現状のものを正當に評価しない限り新しい物を作っていくというのは流れにそぐわないと思いますので、是非お考えいただけ

ればと思います。

二点目については、この場での議論というわけにはいきませんが、ビジョンというものは、基本的に総花的だからビジョンであるわけで、そこに重点的なものを入れていくことのメリット、デメリットや、様々な角度からの捉え方ということについては多様な意見があると思います。是非、今後の行政のプランニングと、専門部会における徹底的な議論の中で検討を進めていただければと思います。

ここで私も一つ質問させていただきます。今回新たなビジョンの策定にあたって専門部会を立ち上げられるわけですが、この商工業振興対策協議会自体が、新たなビジョン策定を進めていく際にどのような位置付けられるのかを確認したいと思います。

例えば、資料集3ページの検討体制（案）のイの項目の中で、「市はビジョンの策定にあたって、専門部会から必要な意見を聴取することとする。」となっております。また、アの項目の中では専門部会は商工業振興対策協議会の下部組織という位置付けがされており、その位置関係は分かりますが、この商工業振興対策協議会そのものがこの新ビジョン策定にどのような関わりを持つのか、資料からは見えにくいと思います。専門部会に入った委員の方々はその中で色々と意見出来ると思いますが、専門部会に入らなかった委員の方々はどう関わっていくのかということについて、フォロー説明いただければと思います。

事務局：本協議会については、設置要領の中で、本市の商工業の振興に関する事項について必要な意見を聴取するという役割が定められておりますので、本来であれば新たなビジョンについても、本協議会において議論を行うべきであるという考え方もできるかもしれませんが、しかし、新たなビジョンを2年間で作り上げていくという中では、非常に色々と専門的な内容も出てくるでしょうし、このビジョンの策定に特化するための時間も必要であると思います。本協議会については、ビジョン以外にも随時扱うべき議題も出てくる中で、新たなビジョンの策定については、細かい話も含めて中心的に議論するための別組織が必要ではないかと考え、今回専門部会の設置を提案させていただいております。

この専門部会と本協議会との関連についてですが、新たなビジョン策定については、専門部会において中心的に議論させていただくこととなりますが、本協議会については年4回の開催を予定しておりますので、専門部会の議論の節目毎に本協議会においても議論の経過を御報告させていただき、必要であれば本協議会の委員の方々からも御意見を頂きたいと考えております。

会 長：そうしましたら、イの項目については、「市はビジョンの策定にあたって専門部会及び吹田市商工業振興対策協議会から必要な意見を聴取することとする。」と理解してもよろしいですか。

事務局：はい。

委 員：中小企業憲章の考え方を取り入れることについて、吹田市では、以前は産業振興条例が制定されたばかりで、まだ難しいかもしれないと思っていたのですが、今後はそういう考え方も取り入れた方がいいのではないかと思います。経済団体の方々だけでなく、市が直接、市内の中小企業者に対してあなた達は市にとっての宝だということ働きかけるということは、非常に大きな意味のあることだと思います。

事務局：中小企業者の方々は、全国的にも、吹田市内でも全事業者に対して99%以上を占めており、私たちが行っている施策も大企業向けではなく、基本的には中小企業向けのものになっています。従って、大きな方針としては、市内産業の振興というものは中小企業者支援に通じているものであると考えておりますので、新たなビジョンにおいてもそういった方針が示されるべきであると考えております。

委員：資料集3ページの、アクションプランの策定方針のウの項目の中で、目標値を設定すると書かれていますが、先ほど話のあった第3次総合計画の見直し案の3つの指標とそこに掲げられている目標値の達成については、非常に難しい内容であると思います。

自治体においては、民間企業のように売り上げ目標を持つということではないので、民間企業とは異なる観点が必要だろうと思いますし、効率を求めてはいけません。量的な物は測りやすいですが質的な物は測れません。質を深めていくということが非常に大事だと思います。

また、現行のビジョンの策定時には、素案ができた段階でシンポジウムが開かれましたので、産業振興条例が制定されたときにも、事業者や市民の方々に向けて何らかの形で発表することが必要ではないかと要望しましたが実現しませんでした。行政の中では条例についての研修の機会を持っていたていますが、産業振興条例の中には市民の役割が入っていますので、産業というものが市民生活にとって大事なものであるということについての市民的な関心を深めていくための手段が、新しいビジョンを作っていく過程で非常に重要なのではないかと思います。

以前、吹田市が2年間で作り上げた商業の活性化に関する要項は、千葉県のを参考にされていますが、千葉県の場合は地域に入ってからかなりの数の意見を聴取され、非常に優れたものを作られています。吹田市も大筋その形を引き継いでいるわけですが、ビジョンを作る過程でも、地域住民の方々にしっかり入っていただけるような機会を設けて欲しいと思います。

委員：本協議会に初めて参加した時から感じていることですが、昨年からある作業部会については、そこで議論された結果がこの場に上がってきていますが、その作業部会の中で議論された経過については、私は聞いていません。結果だけを聞いて議論が進められてきたように感じています。

先ほど会長がおっしゃられたように、本協議会の位置付けについては疑問があります。今後、また新たに専門部会を作られるということですが、本協議会が専門部会でこれから議論されることの結果をただ追認するだけの会議であればあまり意味のないような気がするので、今後もそのような組織を作ってやられるのであれば、その議論の経過について、私たちにももっと情報を教えていただき、考える事が出来るような風通しの良い会議にしていただけたらと思います。

会長：作業部会に参加されている方とそうでない方とでは、検討過程に対して見えている部分と見えていない部分の差が非常に大きいと思いますので、私もそこを埋めていく作業が必要だと思います。

テクニカルな部分においては、作業部会の方で意見が出ていましたように、メールによって議事録を含めて情報共有していくことは可能だと思いますので、また御検討いただければと思います。テクニカルではない部分については、本協議会そのものが専門部会で議論されたことに対する単なる追認機関として役割を終えてしまうとすると、本協議会の位置付けが非常に弱くなると思います。もちろん、専門部会における議論の結果が上がってきたことに対して、再度色々な意見を言っていた

くということも必要ですが、それよりも、上位に位置付けられた会議としてももう少しオーソライズできる部分が必要ではないかと感じております。今この場で議論することは非常に難しいですが、検討部会、作業部会で議論されてきたことをこの会議でオーソライズするというようなメカニズムをお考えいただければ、おそらく委員の方々にとっても本協議会としての位置付けが明確に認識できるのではないかと思いますので、御検討よろしく申し上げます。

現行ビジョンの総括につきましても、専門部会だけではなく、本協議会でも確認する必要があると思いますので、専門部会できちんと評価、総括された上で、本協議会においても議題として取り上げていただくことが望ましいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは次に、「(2) 事業所支援施策検討作業部会の今後の活動方針及びスケジュールについて」ですが、事務局より説明をお願いします。

事務局：それでは「資料番号2」を御覧ください。

これまで、事業所支援施策検討作業部会については、昨年の9月から今年の6月にかけて、平成26年度の事業計画に新たな事業所支援施策を提案していくことを目指して議論を行っていただきました。その中で、検討していただいたホームページの作成支援補助金については、事務局において平成26年度の事業計画に提案し、実施に向けて作業を進めているところです。

そこで一旦平成26年度の事業実施に向けた作業部会の議論は終わっておりますので、今後の進め方について、先日10月17日に開催した作業部会の中で検討させていただきました。

— 資料番号2に基づき説明 —

会 長：ありがとうございました。

今の御説明について、御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

— 意見なし —

それでは、本日御意見を頂いていない委員の方々も含め、本日の議題につきまして全体的に、改めてお一人ずつ御意見をお伺いしていきたいと思ひます。

それでは、お一人目の委員の方、お願ひいたします。

委 員：資料2の内容について、今後近隣他市への視察等を行うと書かれていますが、近隣市については現在どのような状況を把握されているのでしょうか。

事務局：視察先については当然、事務局からも視察にふさわしい先進的な取組を行っている他の自治体があれば御提案させていただきますが、現状ではまだ具体的な案があるわけではありません。この御提案そのものは、作業部会の委員の方から出されたものでもありますので、他の委員の方々も含め、視察先の提案については積極的に行っていたいただいた上で、皆さんで考えていきたいと思ひています。

事務局：毎年、北摂各市の商工担当者が年度当初に集まりまして、各市の予算や施策内容の資料を頂いております。特に中小企業振興という部分においては、これまで他市に比べて吹田市の取組みは少し遅れている部分もありましたが、高槻市や豊中市などを参考にしながら、企業振興ラインを新たに作ってきたような状況もあります。

作業部会の中では、今後様々なテーマについての議論がされると思いますが、各テーマについて先進的な取組を行っている自治体の情報は持ち合わせておりますので、議論のテーマに合わせて視察先を考えていきたいと思っております。

会 長：ありがとうございました。

それでは、次の委員の方、お願いいたします。

委 員：新たなビジョンの策定についてですが、これまでに、こういったビジョンというような絵に描いた餅はいくらでも作られてきていると思っております。しかし、そういったものは絵に描いた餅で終わってしまっただけで、実際に美味しく食べられる餅にしていく必要があると思っております。また、色々なところから助言をもらうことは必要ですが、コンサルタントに費用を払って冊子を作るだけではなく、やはり自分たちで作ったものをきちんと実行していくことが重要であると思っております。

会 長：ありがとうございました。

それでは、次の委員の方、お願いいたします。

委 員：以前にあった、企業誘致・起業家支援施策検討作業部会においても出された話になりますが、行政の縦割り体制を何とかできないのかと思っております。つまり、官公需の問題について、市内業者の登録数を増やすことも必要ですし、契約額についても、ある程度適正な価格というものは必要であると思っております。現在は、あまりにも契約金額が安すぎるため、仕事を受けたところが働き詰めで潰れてしまったという話も聞いています。そういったことについての改善の必要性をこの作業部会からも発信して、契約担当部署にも声をかけていけるような環境を作っていただきたいと思っております。

会 長：ありがとうございました。

それでは、次の委員の方、お願いいたします。

委 員：今回、平成 28 年度からの新たなビジョンを策定するということについては御説明いただきましたが、今から平成 28 年度まではどのように施策を進めていくのかということが知りたいと思っております。また、新たなビジョンを策定するための専門部会を作られるということですが、委員構成について、偏った分野の方々だけではなく、幅広く専門的な意見を出していただける方々に入っていただき、様々な議論を踏まえて最終的に一つのビジョンを定めていただきたいと思っております。

会 長：ありがとうございました。

今頂いた御意見についてですが、現行のビジョンや前回のビジョンの策定時と現在の状況とを比べると、サービス産業の進展など、産業構造もかなり変化しておりますので、そういったことも踏まえ

て、専門部会の委員の選定を御検討いただければと思います。

それでは、次の委員の方、お願いいたします。

委員：参考資料の墨田区について、昨年スカイツリーが出来てから東京に行く機会があったのですが、東京駅からスカイツリーまで 500 円で専用バスが出ていたので少し寄ってみたところ、スカイツリーが出来てからの墨田区の町のあまりの変わり様に驚きました。町全体がすごく美しくなっており、墨田区も非常に頑張っておられるということを感じました。

会長：ありがとうございました。

それでは、次の委員の方、お願いいたします。

委員：新たなビジョンの策定ということについて、最終的にはまた、この新商工振興ビジョンのような冊子を作るといふことでしょうか。

事務局：2年後には、新たなビジョンについてもこのような冊子の形にまとめていきたいと考えております。

委員：現在のビジョンは、平成 18 年度から平成 27 年度までが計画期間として定められており、その到達点が示されているということですが、その到達点に向けた実際の施策の状況はどのように示されているのですか。

事務局：先ほど資料 1 の中でも御説明させていただいたように、現在のビジョンについては、そういった実効性を高めていくための具体的な行動計画がなかったため、次に策定するビジョンにおいては、ビジョンだけでなくそれを実行していくための具体的なアクションプランも併せて策定していきたいと考えております。

委員：ちなみに参考資料の吹田市の新商工振興ビジョンと、墨田区の産業振興マスタープランは同じレベルのものと考えてよろしいのでしょうか。

事務局：そうです。

会長：今おっしゃられた、現行のビジョンに対する吹田市の施策の実施状況ということについては、まだ検証できておりませんので、それを専門部会や本協議会の中できちんと取り上げて、行政の方から説明していただくという機会を設けていただきたいと思います。

それでは、次の委員の方、お願いいたします。

委員：一点目ですが、冒頭の部長挨拶の中で、今年度の市の予算編成方針における来年度の歳入及び歳出の予算見込みにおいて 55 億円の赤字が示されているということで、まち産業活性部では前年度予算に比べ歳出額を約 1,300 万円削減しなければいけないということでしたが、それを削減すること

によって 55 億円の赤字幅は圧縮されるのでしょうか。

事務局：そうではなくて、その削減額を踏まえた上で 55 億円の赤字ということです。

委員：その 55 億円の赤字額というものは、どのようにしたら解消できる規模の額なのでしょうか。

例えば、どのようにしたら 55 億円分の税収を増やすことが出来るのでしょうか。

次に二点目ですが、本日の資料を読んで少し気になった点があります。例えば、資料集 3 ページの中で「より戦略的に」という表現が使われていますが、ここで使われている「戦略的」という言葉の意味について、合意がないまま議論が進むのではないかという懸念があります。私の認識では、「戦略的」ということは目標を先に決めるということですが、他の方々はそれぞれ異なる使い方をされているかもしれないので、今後はそういった言葉の意味の確認もしていく必要があると思っています。

三点目ですが、先ほども作業部会の話がありましたが、現在活動を行っている起業家交流会実行委員会については、もともと企業誘致・起業家支援施策検討作業部会から派生したのですが、今後本協議会の中では議題に上げないという認識でいいのでしょうか。もし上げる必要があるのであれば、前回の起業家交流会の報告や次回の案内などもしていただく方がよいのではないかと思います。

事務局：一点目の予算については、現在まさに予算編成方針が立てられており、各部署に 55 億円の赤字額が示されている中で、この額をどのようにして圧縮するのかということについて財務部局が頭を悩ませているところです。今後、各部署が行った予算要求入力の内容に対して、財務部局がヒアリングを行うことになっています。また、今回は来年 4 月に消費税が上がるということが示されていますが、それによる税収の変更が明確に示されていないということもあります。また一方では、今年度の途中から子ども医療に係る予算を拡充してきたこともあり、そういった様々な状況を踏まえて削減できるものは削減してほしいということが財政部局の考え方です。

二点目については、言葉の意味の確認は私たちも必要だと思っています。事務局の中でも、この資料に書かせていただいている表現の意味については何度も確認をさせていただいた上で、今回の資料を提示させていただいておりますので、本協議会の場においても、それぞれの言葉の意味については皆さんから御意見をいただきながら確認をしていくことが必要であると思っています。

事務局：三点目の起業家交流会については、もともと企業誘致・起業家支援施策検討作業部会の活動の中から出てきた取組ではありますが、昨年度から今年度にかけて実行委員会組織を立ち上げ、組織体制を強化してきた中で、現状では起業家交流会実行委員会はこの商工業振興対策協議会とは別組織という位置付けにさせていただいております。しかし、起業家交流会の実施状況については、委員がおっしゃるように本協議会においても報告する必要はあると思っておりますので、今後はきちんと議題として御報告させていただきたいと思っております。

会長：二点目に御指摘いただいた点については、近年自治体においても経営戦略論的な発想で施策を組み立てられたり、文言が使用されたりしている中で、私もそういった表現が安易に使われる傾向が強いと思っております。今後、新たなビジョンを策定していく上では、公的機関としての位置付けに基づいた用語の使用を考えていきたいと思っておりますし、専門部会においてもそういった議論をしていた

できればと思います。

それでは、次の委員の方、お願いいたします。

委員：今回の資料の中で、墨田区に注目されたということをととても嬉しく思っています。墨田区は日本で始めて中小企業振興基本条例を制定され、過去においても現在においても地域経済の振興施策という点ではトップを走り続けている自治体ですので、そこから学ぶということは非常に大事なことであると思います。また、スカイツリーのオープンの中で、地域経済の振興をどう進めていくのかということを実行されている地域でもありますので、吹田においても今後、万博南側エリアの開発などが進んでいくという意味でも、墨田区から学ぶ点は大きいのではないかと考えています。

私も今年、墨田区の高野部長の話を聞かせていただいたり、レポートを読ませていただいたりしているのですが、非常に分かりやすいです。それが本日いただいた資料の、墨田区産業振興マスタープランに活かされているということが今日分かったのですが、こういったマスタープランの作り方という点でも是非参考にさせていただきたいと思っています。

会長：ありがとうございました。

それでは、最後に次第3「その他」ですが、何かありますでしょうか。

事務局：本協議会における資料の送付について、これまで本協議会や作業部会においては資料を郵送で事前送付させていただいておりましたが、委員の方々から、出来るだけ早く資料を確認したいということや、出張している場合には郵送では資料を受け取ることが出来ないという御意見を頂きました。先ほど説明させていただいた資料2の中でも、メールでの情報共有をすべきであるという委員からの御意見を御紹介させていただきましたが、今後は、資料の事前送付についてもメールでお送りさせていただきたいと思っています。なお、従来どおり郵送による送付もさせていただきますので、当日御持参いただく資料については、郵送させていただいたものをお持ちいただければと思います。

委員：質問と要望をさせていただきます。

大規模小売店舗の進出に係る意見の提出ということで、今年度3回目の書類を頂いているのですが、毎回、私たちが意見を出した後の経過がどうなっているのかということを知りたいと思います。また、1年後又は2年後に、そういった意見に対して事業者が約束したことが実行されているかどうかということについて、調査のようなことはやられているのでしょうか。

実は、こういった意見を書くことは結構大変なことなのですが、何とか意見を表明したいと思って毎回一生懸命考えて書かせていただいております。ただ、意見を書くにあたって、私たちの持っている役割が何なのかということについて、一度説明会等をやっただけならありがたいと思います。協議要綱等も毎回添付していただいておりますが、その協議要綱がどういった経緯で出来たものなのかということについても御説明していただけたらありがたいと思います。

ちなみに、今年度はまだこういった計画があるのかということも教えていただけますでしょうか。

事務局：吹田市においては現在、1,000 m²を超える大規模小売店舗の出店に関する協議要綱と、500 m²超 1,000 m²以下の中規模小売店舗の出店に関する指導要綱の2つの要綱を持っています。市内への大

規模小売店舗の出店について、大店法の時代には市は商工会議所の意見を聴くことが定められていましたが、吹田市では商工業振興対策協議会において意見を聴いていたということです。逆に言うと、その時代は、本協議会は大規模小売店舗が出店する際に意見を聞くための会議という位置付けでしたので、現在取り上げているような議題について議論することはほとんどありませんでした。その後大店法が大店立地法に変わってからも、本協議会の委員の方々には引き続き意見を頂いているところですが、そこでは、大店立地法の目的である周辺地域の生活環境の保持に関する御意見だけでなく、それ以外の内容についての御意見も出されている部分があるかと思えます。

大店法から大店立地法に変わり、大阪府の所管として、出店場所の近隣1km以内での住民説明などが必要になりました。そういった中でこの協議要綱をなぜ作ったかということ、事業者に対して出来るだけ早い時期での情報提供を求めるためのものであり、協議要綱に基づいて協議をする上では、事業者に対して市長意見を出すということになっています。これについては、事業者からは、その後の大店立地法の手続きの中で市長意見が出されるのに、なぜその前の協議要綱の手続きにおいても同じ内容の市長意見を出す必要があるのかというような指摘がありますが、古い資料を確認すると、大店法から大店立地法に変わったときに、当時の商工業振興対策協議会各委員から出店計画に対する意見を出せる場が欲しいという要望があったことから、引き続き御意見を伺っています。

本来、市長意見というものは、市役所の庁内各部局から出された意見をまとめて出すというのですが、吹田市の場合は本協議会の委員の方々から御意見を頂いて、その中で協議要綱に基づく意見として出せる部分は出しています。また、先ほど言いましたように、要綱の目的以外の部分で出されている意見は本来市長意見として出してせぬのですが、参考意見として事業者にはお出ししていません。ただ、事業者に対しては、そういった参考意見についてまで回答を求めることはできず、努力義務的な部分になっていますので、事業者の判断で回答がある場合とない場合がある状況です。

出店件数についてですが、今年度は多く、現在も新たに1件出てきておまして、それについてはまた本協議会の委員の方々にも御意見を頂くことになると思います。本協議会において、大規模小売店舗の出店計画に対する御意見を求めている経過については、先ほど御説明させていただいたとおりですが、その手続きのあり方については、事業者の方からも先ほど御説明させていただいたような指摘もありますので、検討する必要があると考えており、整理をした上で本協議会においても改めて御説明させていただきたいと思えます。

会 長：事業者に対して市長意見が出された後、それを事業者側が考慮したのかどうか、また考慮したとしてもきちんとそれが実行されたのかどうか、という最終的な部分についての把握はされていますでしょうか。例えば、店舗の敷地において、ある場所の出入り口を使用しないしてほしいという意見が出た場合に、事業者からは、意見に従って使用しないのか、特定の時間帯のみ使用しないのか、逆に使用しなければ営業に差し支えるため計画通りに使用するのかという対応があるかと思えますが、そういったことについての調査や把握はされていますか。

事務局：本市の協議要綱に基づく手続きの後に大店立地法の手続きがあるのですが、どちらの手続きにおいても事業者が提出する計画書は同じ内容のものです。ただ、本市のすまいる条例との関連もあり、協議要綱に基づく手続きが進まなければ開発手続きが進まないという状況がありますので、本市の協議要綱の手続きを大店立地法に基づく手続きよりも早く行うことになっています。

例えば、大きな商業施設であれば事業者がテナント募集を行うことがあります。協議要綱の手続きの段階ではテナントが決まっていなくても、大店立地法の手続きの段階では決まっているような場合もあるかと思えます。そういった場合でも、どちらの手続きにおいても同じ計画書を提出する状況になっており、その計画書に対する市長意見への回答もそれぞれ同じ内容になっています。

事業者にとっては後に大店立地法に基づく手続きがあるため、協議要綱に基づく手続きにおける意見への回答内容についての後追い調査までは出来ていませんが、協議要綱において出した市長意見については、事業者としての考え方を事前に回答として頂いて、その内容についてはこれまでも本協議会の委員の方々にお伝えさせていただいているところです。

委員：そういった点では、地域経済の循環に関わるような質問でもきちんと回答を頂いていますから、今後は是非この制度は残していただきたいと思えます。

事務局：事業者にとってはそういった意見に対する回答義務はないですし、私たちとしても協議要綱の規定上、事業者に対してそこまで求めていくことは出来ないのですが、産業振興条例、商業の活性化に関する要項及び地域貢献策の例をお渡しして、その内容の遵守に努めていただくようお願いさせていただいております。

委員：その働きかけが活きているような回答が返ってきていると思えますので、是非今後も続けていただきたいと思えます。

会長：今の議論については私も以前から気になっておりましたので、私たち商工業振興対策協議会の委員が大店立地法に基づいて出すことになっている意見書の意味について、本協議会で一度、時間が取れるときに御説明いただければと思えますので、御検討よろしく願いいたします。

それでは、これで本日の会議は終了させていただきます。ありがとうございました。